

# 笠岡ふれあい空港使用規約（イベント）

「笠岡ふれあい空港」は、農業振興地域にある笠岡湾干拓地に作られている飛行場です。この空港を安全で楽しく永続的に使用するには、次の事項を必要最低限みなさんで守っていただかなければなりません。

## 1 安全について

安全には十分注意をはらい、何よりも優先させること。少しでも安全に疑念のある場合は使用を続けないこと。また、空港内、外での不測の事故に対しては、当事者がすべての責任を負うこと。ただし、居合わせた使用団体員はできる限りの救助を行うこと。

## 2 使用上の注意

- (1) 使用範囲は空港敷地内及び空港施設上空のみとする。隣接する農場、公道等の空港以外の敷地へ侵入させた場合は即座に使用の中止を命じる。
- (2) イベント等を行う際の駐車場は空港施設内に確保すること。隣接する公道及び農場に駐車させないこと。また、滑走路北側のスペースを使用する場合は申請前に協議することとし、使用する際は公道を封鎖しないようにすること。また、滑走路北側から南側滑走路に横断する場合に危険が生じないよう誘導員を配置すること。
- (3) 大音量で音楽を流し続けることや、エンジンの空吹き等、周囲に迷惑がかかる行為は行わないこと。

## 3 規約の周知徹底について

使用責任者は全使用者に対して当規約の周知・説明を行うこととする。使用者が当規約の説明を受けておらず、問題が発生した場合は必要に応じて責任者を処分する場合がある。

## 4 事故について

使用中に発生した事故については怪我人の応急処置等を最優先とし、その後、管理人へ速やかに申し出ること。必要に応じて警察へも連絡すること。

また、使用責任者及び事故当事者は農政水産課の担当職員等の事情聴取に応じること。